

グローバル・サステイナブル・ツーリズム協議会規定基準 (宿泊施設、ツアーオペレーター向け持続可能な観光に関する基準)

A 効果的な持続可能な経営管理の明示

A1. 実際の規模や状況に則し、環境、社会、文化、経済、品質管理、衛生管理、安全問題に配慮した、長期的かつ持続的な経営管理制度を実施する。

A2. 衛生管理、安全、労働、環境などを含む全ての適用可能な国際法、国内法及び条例を順守する。

A3. 全ての従業員が、環境、社会、文化、経済、品質管理、衛生管理、安全対策におけるそれぞれの役割及び責任に関して研修を定期的に受ける。

A4. 持続可能性の観点を含めて利用客の満足度を測定し、必要に応じて是正すべく修正、調整を行う。

A5. 団体、商品やサービスに関する広告宣伝に際しては、情報が正確かつ包括的な内容を記載するべきであり、ビジネスとして実際に提供できる事以上は約束しない。

A6. 建築物及びインフラ整備の計画、設計デザイン、修復建設、修理、運営、取り壊しについて

A6.1. 地域の区画要件、保護地域、遺産地域の法律や規則を順守する。

A6.2. 計画、立地選定、設計デザイン、影響評価を行う際は周囲の自然や歴史文化遺産に配慮する。

A6.3. 現地に適した持続可能な建設方法及び資材を使用する。

A6.4. バリアフリー化されている。

A7. 土地利用水利権、土地所有権に関しては、地域自治体の権利及び先住民を含む地域住民の権利を順守し、事前に情報を共有した上で地元住民に同意を取り付けるなどし、移住を強要しない。

A8. 周囲の自然環境、地域文化、文化遺産の理解を促進する情報を利用客に提供するとともに、自然区域、地元の生きた文化、文化遺産を尊重するために望まれる行動のありかた、態度などについての説明を行う。

B 地域コミュニティの社会的・経済的な利益の最大化、悪影響の最小化

B1. 地域コミュニティのインフラ整備及び教育、訓練、保健・衛生等を含む地域社会開発分野において、積極的な支援を行う。

B2. 地域住民に、管理職枠も含め、均等に雇用機会を与える。すべての雇用者に対して、定期的に研修、実地経験、昇進の機会を与える。

B3. 物資やサービスは地産池消に配慮し、フェア・トレードに努める。

B4. 地元の中小事業主は、その土地の自然、歴史や文化（飲食物、工芸品や伝統芸能、農作物などを含む）を基調とした持続可能な商品を開発し、販売出来るような方策を提案する。

B5. 地域コミュニティと協働し、伝統的な集落や地域コミュニティにおける活動について行動規範を策定し、影響を受ける地域の合意の下、実施する。

B6. 商業的、性的搾取及びハラスメントを防ぐ政策を進める。特に児童、青少年、女性、少数民族等に対しては注意する。

B7. 児童労働を避け、女性、少数民族等に対して管理職を含めた雇用機会を均等に与える。

B8. 国際または国内の被雇用者保護に関する法制度を尊重し、労働者に最低限、生活賃金を支払う。

B9. 組織活動は、近隣のコミュニティーが必要とする食糧、水、エネルギー、保健・衛生環境といった基本的なサービスの提供を脅かさない。

B10. 観光に関わる活動は、土地、水資源、通行権、運搬、住まいなどの地域住民の生活に配慮する。

C 文化遺産への魅力の最大化、悪影響の最小化

C1. 旅行者が与える負荷を最小限に抑え、観光の満足度を最大限に引出す為、文化的、歴史的に外部からの影響を受けやすい場所を旅行者が訪れる際には、推奨されている行動規範やガイドラインを順守する。

C2. 国内法及び国際法上許可された場合を除き、歴史的、考古学的な工芸品の販売、交易や展示は行わない。

C3. 地域の歴史的、考古学的、文化的、宗教的（精神的）に重要な財産、遺跡等の保護及び維持に尽力し、地域住民に対しそれらの利用権を侵害しない。

C4. 地域コミュニティーの知的所有権を尊重しつつ、観光事業団体の運営、デザイン、装飾、料理、販売店等に、地域由来の芸術、建築、文化遺跡の要素を取り入れる。

D 環境メリットの最大化、環境負荷の最小化

D1. 資源の保全

D1.1. 建材、資財、食品、飲料、消耗品を含め、購入の方針は地産地消やグリーン購入を積極的に行う。

D1.2. 使い捨て用品・消耗品の購入及び使用を管理し、積極的にそれらの利用削減方法を模索する。

D1.3. エネルギー消費量を測定し、エネルギー源を明確にする。全体的なエネルギー消費を最小限に抑え、再生可能エネルギーの使用を促進する方法を導入する。

D1.4. 消費水量を測定し、水源を明確にする。全体的な消費水量を最小限に抑える方法を導入する。供給水源は持続的で生態系の流れに悪影響を与えない。

D2. 汚染の削減

D2.1. 団体の管理下による温室効果ガスの排出量を測定し、排出量を最小限に抑える為の手順が実施されるとともに、最終的な出量を相殺する事を奨励する。

D2.2. 温室効果ガス排出に繋がる交通、輸送手段の使用を控えるよう、顧客、職員、商品供給者に勧める。

D2.3. 家庭雑排水を含む廃水が適正に扱われ、地域住民や環境に悪影響がないように再利用するか、安全に還元するなどする。

D2.4. 廃棄物を測定し、削減、可能な限り再利用、又はリサイクルする仕組みを確立する。最終廃棄処理は地域住民や環境に悪影響を与えないよう行う。

D2.5. 農薬、塗料、プール殺菌剤、洗浄剤を含む有害物質の利用を最小限に抑え、可能な限り無害なもので代用する。化学製品の全ての保管、使用、取り扱い、処分は、適切に管理する。

D2.6. 騒音、発光体、流出汚水、地表侵食、オゾン層破壊混合物による環境汚染、そして大気、水、土汚染物質を最小限に抑える為の活動を実施する。

D3. 生物多様性、生態系、景観の保全

D3.1. 国内法及び国際法に基づき、運用が持続可能であると保証された一部の統制活動を除き、野生生物種を採集、消費的活用、展示、販売、又は交易の対象としない。

D3.2. 国内法及び国際法に基づき、適切に規制された活動を除く野生動物の捕獲を行わない。保管された生体試料、野生動物種は認可された適切な環境施設でのみ飼育し、人道的に世話をする。

D3.3. 外来生物種の侵入防止措置を取る。在来種に関しては、特に自然景観において可能な限り風景の美化及び復元の為に利用する。

D3.4. 自然保護地域及び生物多様性価値の高い地域などにおいて、生物多様性の保全を支援し、尽力する。

D3.5. 野生動物との関わり合いについては、野生動物に対する累積的な影響を考慮に入れた上で、野生動物の生存能力や個体群の行動に悪影響を与えない。自然生態系への影響は最小限に抑える。自然生態系に影響が生じた場合には、自然生態系を再生し、自然保全管理に対して補償を行う。

*GSTC 認定基準（英文）は、国連世界観光機関（UNWTO）アジア太平洋センター、NPO 法人エコロジー協会、太平洋アジア観光協会（PATA）の協力により、日本語に翻訳されています。

翻訳・校正協力者：堀信太郎、高山傑、橋本芽衣、月江潮、貝和慧美